

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年7月10日
【届出者の氏名又は名称】	豊田通商株式会社
【届出者の住所又は所在地】	名古屋市市中村区名駅四丁目9番8号（センチュリー豊田ビル）
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南二丁目3番13号
【電話番号】	東京（03）4306 - 3080
【事務連絡者氏名】	渉外広報部 広報室 室長 稲垣 明知
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	豊田通商株式会社東京本社 （東京都港区港南二丁目3番13号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

- （注1） 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、豊田通商株式会社をいいます。
- （注2） 本書中の「対象者」とは、株式会社トーメンエレクトロニクスをいいます。
- （注3） 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- （注4） 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- （注5） 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- （注6） 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- （注7） 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。
- （注8） 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- （注9） 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- （注10） 本書の提出にかかる公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書に含まれる全ての財務諸表が米国の会社の財務諸表と同等のものとは限りません。また、公開買付者が米国外で設立した会社であり、その役員が米国外の居住者であるため、米国証券関連法に基づいて主張しうる権利及び請求を行使することが困難となる可能性があります。更に、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の会社又はその役員に対して米国外の裁判所において提訴することができない可能性があります。加えて、米国外の会社及びその子会社・関連会社をして米国の裁判所の管轄に服せしめることができる保証はありません。
- （注11） 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

- (注12) 本書中の記載には、米国1933年証券法 (Securities Act of 1933) 第27 A 条及び米国1934年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 第21 E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知もしくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又は関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

株式会社トーメンエレクトロニクス

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本書提出日現在、対象者の普通株式（以下「対象者普通株式」といいます。）6,496,000株（対象者が平成26年6月30日に提出した第42期有価証券報告書（以下「本有価証券報告書」といいます。）に記載された平成26年3月31日現在の対象者の発行済株式総数16,174,000株に対する所有株式数の割合にして40.16%（小数点以下第三位四捨五入。））を所有しており、実質支配力基準に基づき、対象者を連結子会社としております。

当社は、平成26年1月28日開催の取締役会において、対象者を当社の完全子会社とすることを目的として、日本及び中国を含む諸外国の競争法に基づき必要な手続及び対応を終えること等を条件に、発行済みの対象者普通株式の全て（ただし、当社が所有する対象者普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を対象として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。今般、日本及び中国を含む諸外国の競争法に基づき必要な手続及び対応が完了し、当社が本公開買付けを開始する条件が充足されたため、当社は、平成26年7月9日、本公開買付けを開始することを決定いたしました。

また、平成26年7月9日に対象者が公表した「支配株主である豊田通商株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同及び応募推奨のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、同日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行ったとのことでした。

対象者によれば、上記対象者取締役会決議は、後記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」、「(2) 買付け等の価格」、「算定の経緯」の「(E) 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」に記載の方法により決議されているとのことでした。

なお、当社は、本公開買付けにおいて、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。

当社は、対象者を当社の完全子会社とすることを目的としているため、本公開買付けにおいて、発行済みの対象者普通株式の全て（ただし、当社が所有する対象者普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の取引（以下、本公開買付けと併せて「本取引」といいます。）を実施することにより、発行済みの対象者普通株式の全て（ただし、当社が所有する対象者普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得する予定です。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

当社並びに当社の子会社及び関連会社からなる豊田通商グループ（以下「当社グループ」といいます。）は、長期経営計画『GLOBAL 2020 VISION』の中で、「モビリティ（次代の自動車の進化に貢献する）」、「ライフ&コミュニティ（生活環境の向上に貢献する）」、「アース&リソース（地球課題の解決に貢献する）」の3つの事業分野をサステイナブルな成長分野と位置付けています。

当社グループの強みである自動車分野の事業領域を更に強化しつつ、「ライフ&コミュニティ」、「アース&リソース」とのシナジーを創出することで、2020年度に3つの分野が「1：1：1」となる事業ポートフォリオを目指し、バランス良く投資をしていく方針です。

当社グループのエレクトロニクス事業は、売上7千億円弱の規模で、モビリティ領域における車の電子化、及びライフ&コミュニティ領域における情報化社会への対応、アース&リソース領域における省エネルギーへの貢献などの多方面から市場拡大が見込まれる事業です。これまで、ハイブリッド・電気自動車などの環境対応型自動車向け電装化を支えるコアデバイスとなる車載（モビリティ領域）向けと日系電機メーカーが強みを発揮していたデジタル家電用途やアミューズ分野（ライフ&コミュニティ領域）向けとを柱として経営資源を配分して参りました。

一方、対象者は、昭和47年に帝人アドバンスプロダクツ株式会社としてスタートし、昭和58年に株式会社トーマン（以下「トーマン」といいます。）の連結子会社になり、昭和59年に社名を「株式会社トーマンエレクトロニクス」に変更し、一貫して、半導体・電子部品の販売や顧客の製品開発支援を手掛けてきました。平成に入ってからパソコンや携帯電話端末などの情報通信機器業界やデジタル家電業界においての世界最先端の技術を取り入れながら発展していく事業環境の変化のスピードに鑑み、トーマンは、対象者が、独自の運営形態・成長戦略により、その企業価値を向上させていくことがグループ経営の観点からより望ましいとの考えのもと、平成9年に日本証券業協会（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。））JASDAQ市場）において対象者普通株式を株式店頭公開いたしました。その後対象者は、平成11年に東京証券取引所市場第二部に上場を果たし、平成13年には第一部への指定を受けております。平成18年4月には、当社とトーマンの合併により、対象者は当社の連結子会社となりました。現在は、中期経営方針として、1）顧客満足度の向上（顧客視点での価値創造）、2）選択と集中（伸びる分野への投資集中）、3）海外展開の加速（アジアNo.1エレクトロニクス商社への挑戦）を重点戦略として経営リソースを集中投下し、サービスの高付加価値化を推進しながら、収益性の向上を図っております。

当社グループと対象者は、これまでも、長年にわたる人材交流や機能集約（例えば、物流機能、品質機能など）において連携を強化して参りました。しかし、現在、当社グループと対象者を取り巻く環境は急激な速度で変化をしているのが現状です。グローバル規模ではエレクトロニクス市場そのものは継続的な成長が見込まれますが、昨今のデジタル家電分野・情報分野での急速なコモディティ化の進行による参入障壁の低下により、対象者の主要顧客である日系家電メーカーのシェア低下と業績不振が顕著になってきております。また、円高の定着化により日系メーカーの国内生産拠点の縮小と海外生産シフト及び製造専門業者（EMS・ODM）への生産委託による製造の空洞化も加速しております。同時に、自動車分野、社会インフラ産業分野においても、内燃機関による駆動システムの電動化や、化石燃料に代わる新エネルギーの実用化など、環境・省エネに関するトータルなソリューション提供が求められ始めております。

また、当社グループの競合企業である海外メガディストリビューター（以下「メガディスティ」といいます。）は、M&Aによる積極的な投資を継続し事業拡大を行っており、国内エレクトロニクス商社は、競争の激化により生き残りを目指す再編が活発になり出しております。従って、現時点での対象者の業績は堅調ながら、事業環境の変化に対応すべく、意思決定の迅速化を図る必要があります。

こうした当社グループのエレクトロニクス事業を取り巻く環境変化の中で、当社からの提案に基づき、当社と対象者は、平成25年10月頃から両社の企業価値を向上することを目的とした長期成長戦略と諸施策について協議・検討を重ねて参りました。その結果、対象者を当社グループのエレクトロニクス事業の中核会社と位置づけ、当社グループの『GLOBAL 2020 VISION』の取り組みを更に推し進める推進役とさせるため、当社が対象者を完全子会社化し、より安定した資本関係を構築することを通じて、対象者が当社グループとの連携を更に強化し、中核会社としてエレクトロニクス事業内で成長領域への経営リソース配分を加速させることが、対象者の企業価値のみならず当社グループ全体の企業価値を拡大するために非常に有益であるとの結論に、当社及び対象者は至りました。また、当社による対象者の完全子会社化は、対象者の意思決定のスピードを迅速化し、その結果、成長戦略に沿って大胆に人的・財務的な経営リソース配分することが可能となり、対象者にとっても有益と考えております。

具体的には、当社と対象者間で下記取り組みを推進する予定です。

当社の総合商社としての総合力と対象者のエレクトロニクス商社としての知見を融合することで、新たな事業展開への取り組みを強化する。

「ライフ&コミュニティ領域」、「モビリティ領域」、「アース&リソース領域」における当社の販売網やユーザーベースの活用等を通じ、対象者の顧客層の拡大と取扱商品の幅出しを図る。

当社グループの物流・品質・技術などの機能の共有化を図ることで、対象者の競合他社との差別化を図り、顧客満足度を向上させる。

当社グループの幅広い海外ネットワークを共有・活用することで、海外市場での対応力を更に強化し、特に大きな成長が見込まれる新興国に対して競合他社に先んじて事業を拡大させる。

事業規模で対象者を上回るメガディスティと伍するため、当社と対象者が一体となって、より大規模な事業拡大のための戦略的投資を実行する。

当社グループ内の人材を交流することで人材の多様化と育成を図る。

更に対象者は、当社及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任した上、当社と対象者は、本公開買付けにおける対象者普通株式の買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）及び本取引の諸条件について協議・検討を重ね、当社と対象者との複数回に亘る協議・交渉を行って参りました。上記協議・交渉の中で、当社からの買付け価格の提案に対し、対象者は三菱UFJモルガン・スタンレー証券からの助言を踏まえ、対象者の過去の株価推移や類似の事案におけるプレミアム水準、三菱UFJモルガン・スタンレー証券によるディスカウント・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF分析」といいます。）に基づく算定結果等を参考として、買付け価格の再検討を当社に依頼しました。その結果、対象者は、本公開買付け価格について、当初の当社からの提案価格である対象者普通株式一株当たり金1,450円から200円引き上げられた金1,650円での提案を受けるに至り、対象者の株主の皆様に対して合理的なプレミアムを付しているとお対象者が判断に足る価格で合意するに至ったとのことです。具体的には()後記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付け予定の株券等の数」、「(2) 買付け等の価格」、「算定の経緯」の「(B) 対象者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、三菱UFJモルガン・スタンレー証券による算定結果のうち、市場株価分析に基づく算定結果の上限を上回るものであり、かつ、類似会社比較分析及びDCF分析に基づく算定結果のレンジに含まれ、かつ、DCF分析による算定結果の中間値を上回ること、()対象者の過去6年間の株価推移を上回る価格であること、()当社及び対象者が本公開買付けの実施を公表した平成26年1月28日の前営業日である平成26年1月27日の東京証券取引所における対象者普通株式の普通取引終値1,187円に対して39.0%（小数点以下第二位四捨五入。以下、本項の%の数値において同じ。））、平成26年1月27日までの過去1ヶ月間の普通取引終値の単純平均値1,242円（小数点以下四捨五入。以下、普通取引終値の単純平均値の計算において同じ。））に対して32.9%、平成26年1月27日までの過去3ヶ月間の普通取引終値の単純平均値1,169円に対して41.1%、平成26年1月27日までの過去6ヶ月間の普通取引終値の単純平均値1,133円に対して45.6%のプレミアムが付与されており合理的範囲内であると考えられること、()後記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付け予定の株券等の数」、「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」に記載の利益相反を回避するための処置が十分に採られた上で決定された価格であることを踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格及び諸条件により対象者普通株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成26年1月28日開催の対象者の取締役会において、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、今般、対象者は、当社から、中国の競争法に基づき必要な手続及び対応が完了したため、本公開買付けを開始したい旨の連絡を受け、後記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付け予定の株券等の数」、「(2) 買付け等の価格」、「算定の経緯」の「(D) 対象者における独立した第三者委員会の設置」に記載のとおり、対象者が設置した第三者委員会に対して、第三者委員会が平成26年1月27日付で対象者の取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、対象者の取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問したとのことです。第三者委員会は、上記諮問事項について検討を行った結果、平成26年1月27日以後、平成26年7月8日までの間に、対象者の業況や本取引を取り巻く環境などに重大な変更がみられないことなどを確認し、平成26年7月8日に、対象者の取締役会に対して、上記意見に変更がない旨の答申書を提出したとのことです。対象者は、かかる意見等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討した結果、対象者としても、平成26年1月28日以後、平成26年7月9日までの間に、対象者の業況や本取引を取り巻く環境などに重大な変更がみられないことなどを確認し、平成26年7月9日現在においても、本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格及び諸条件により対象者普通株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成26年7月9日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。

対象者によれば、上記各対象者取締役会決議は、後記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付け予定の株券等の数」、「(2) 買付け等の価格」、「算定の経緯」の「(E) 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」に記載の方法により決議されているとのことです。

当社は、対象者の完全子会社化後、対象者が現在注力している自動車分野やアミューズメント分野、デジタル家電分野のみならず、社会インフラ分野や産業機器分野を含めた広い事業ドメインにおいて、エレクトロニクス事業の一体運営により全体最適化を図り、仕入先パートナーとの更なる関係構築、成長領域での商材開発の強化、更なる営業効率の向上、従来以上に大規模かつ効率的な投資を実現し、当社グループ長期経営計画『GLOBAL 2020 VISION』を確かなものにしていく所存です。同時に、当社は、対象者の完全子会社化後も、対象者の事業の特性や、運営・体制の優れた点を十分に尊重した経営に留意の上、対象者の事業の一層の拡大と安定を図っていきま

す。なお、当社は、対象者の完全子会社化後も、基本的に、対象者の従業員を含めた現状の経営体制を尊重する方針です。本書提出日現在、本公開買付けが成立した場合における当社から対象者に対する追加の役員派遣の予定はありません。

(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社及び対象者は、対象者が当社の連結子会社であること並びに当社と対象者との間の人事及び業務上の継続的な関係に鑑み、本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下のような措置を実施しております。

- (A) 当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
- (B) 対象者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
- (C) 対象者における独立した法律事務所からの助言
- (D) 対象者における独立した第三者委員会の設置
- (E) 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認
- (F) 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

以上の詳細については、後記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」、「(2) 買付け等の価格」の「算定の基礎」及び「算定の経緯」をご参照ください。

なお、当社は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限は設定しておりませんが、買付予定数の下限を設定していなくとも、当社が保有する対象者普通株式の議決権割合は、対象者の総株主の議決権の3分の2を大きく下回る約40.17%（本有価証券報告書に記載された平成26年3月31日現在の総株主の議決権の数161,706個を分母とし、小数点以下第三位を四捨五入しております。）にとどまりますので、対象者において下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載する完全子会社化の手続きを対象者の臨時株主総会で会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第309条第2項に基づき特別決議により可決するためには、原則として、少数株主の半数近くの応募や賛成を要することとなります。また、当社は、本公開買付けの公正性を担保するための上記(A)ないし(F)の措置を通じて、少数株主の利益に十分配慮していると考えております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、対象者を当社の完全子会社とする方針であり、本公開買付けにより、発行済みの対象者普通株式の全て（対象者が所有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得する予定です。本公開買付けにより、当社が発行済みの対象者普通株式の全てを取得できなかった場合には、当社は、本公開買付けの成立後において、以下の手続きにより、当社が発行済みの対象者普通株式の全てを取得することを予定しております。

完全子会社化を実施する場合の具体的手続きとしては、本公開買付けが成立した後に、当社は、普通株式とは別の種類の対象者株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、上記による変更後の対象者の定款の一部を追加変更して、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び対象者の当該全部取得条項が付された普通株式の全部（ただし、対象者の所有する自己株式を除きます。）の取得と引換えに別の種類の対象者株式を交付すること（ただし、当該別の種類の対象者株式について上場申請は行わない予定です。）のそれぞれを付議議案に含む対象者の臨時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）を開催することを対象者に要請する予定です。

また、本株主総会において上記の付議議案に対する承認決議がなされ、上記に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、本株主総会の上記の付議議案に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることとなる対象者普通株式を所有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会の決議が必要となります。そのため、当社は、対象者に対し、本株主総会の開催日と同日に、上記に係る定款の一部変更を付議議案に含む種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）を開催することを要請する予定です。なお、当社は、本株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記ないしの上記の各手続きが実行された場合には、対象者の発行する全ての対象者普通株式は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として別の種類の対象者株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該対象者株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条その他の関係法令等の定めに従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数

は切り捨てられます。)に相当する当該対象者株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該対象者株式の売却の結果、当該株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該株主が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定する予定です。また、全部取得条項が付された対象者普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は本書提出日現在未定であります。完全子会社化手続の目的が達成されるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主(当社を除きます。)に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する予定であります。

上記 ないし の各手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたものと考えられる会社法上の規定として、(a)上記 の対象者普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令等の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる権利を有しており、また、(b)上記 の全部取得条項が付された対象者普通株式の全部取得が本株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令等の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができます。上記(a)又は(b)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになります。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続等に関して株主の皆様が自らの責任において確認され、ご判断頂くこととなります。なお、上記 の株主総会決議に基づき対象者普通株式の全部取得条項による取得が効力を生じ、株主が対象者普通株式を失った場合は、上記(a)に記載される会社法第117条第2項に定める買取価格決定の申立ての申立適格を欠くと判断される可能性があります。

また、上記 ないし の手続については、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の当社による対象者普通株式の所有状況又は当社以外を対象者の株主の対象者普通株式の所有状況等によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。ただし、上記方法を変更する場合でも、当社が発行済みの対象者普通株式の全部を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主(当社を除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法により対象者を完全子会社化することを予定しております。この場合における当該対象者の株主に交付する金銭についても、本公開買付価格に当該株主の皆様が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けは、本株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、株主の皆様が自らの責任にて税務専門家にご確認ください。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者普通株式は、本書提出日現在、東京証券取引所市場第一部に上場されていますが、当社は、本公開買付けにおいて買付け等を行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の定める株券上場廃止基準に従って、対象者普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の各手続を実行することとなった場合には、株券上場廃止基準に該当し、対象者普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者普通株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。また、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の各手続が実行される場合、全部取得条項が付された対象者普通株式の取得対価として交付されることとなる別の種類の対象者株式の上場申請は行われたい予定です。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けの応募に係る重要な合意に関する事項 該当事項はありません。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成26年7月10日（木曜日）から平成26年8月21日（木曜日）まで（30営業日）
公告日	平成26年7月10日（木曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2)【買付け等の価格】

株券	普通株式 1株につき金1,650円						
新株予約権証券							
新株予約権付社債券							
株券等信託受益証券 ()							
株券等預託証券 ()							
算定の基礎	<p>当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）に対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。野村證券は、対象者普通株式について、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカウント・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）による算定を行い、当社は平成26年1月28日に野村證券から株式価値算定書（以下「公開買付者算定書」といいます。）を取得いたしました。なお、当社は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。</p> <p>なお、野村證券による対象者の1株当たり株式価値の算定結果の概要は以下のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="416 757 1382 920"> <tr> <td>市場株価平均法</td> <td>1,133円～1,242円</td> </tr> <tr> <td>類似会社比較法</td> <td>1,264円～1,825円</td> </tr> <tr> <td>DCF法</td> <td>1,425円～1,945円</td> </tr> </table> <p>市場株価平均法では、平成26年1月27日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の基準日の普通取引終値1,187円、直近1週間の普通取引終値の単純平均値1,241円（小数点以下四捨五入。以下、普通取引終値の単純平均値の計算において同じ。）、直近1ヶ月間の普通取引終値の単純平均値1,242円、直近3ヶ月間の普通取引終値の単純平均値1,169円及び直近6ヶ月間の普通取引終値の単純平均値1,133円をもとに、対象者の1株当たり株式価値の範囲を1,133円から1,242円までと分析しております。</p> <p>次に、類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者の1株当たり株式価値の範囲を1,264円から1,825円までと分析しております。</p> <p>最後に、DCF法では、平成26年3月期以降の、対象者から提供され、当社が検討した独自の事業計画、直近までの業績動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮して、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者の1株当たり株式価値の範囲を1,425円から1,945円までと分析しております。なお、当社がDCF法において前提とした事業計画においては、大幅な増減益は見込んでおりません。</p> <p>当社は、野村證券から取得した公開買付者算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者普通株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成26年1月28日開催の取締役会の決議によって、本公開買付価格を1株当たり金1,650円と決定いたしました。</p>	市場株価平均法	1,133円～1,242円	類似会社比較法	1,264円～1,825円	DCF法	1,425円～1,945円
市場株価平均法	1,133円～1,242円						
類似会社比較法	1,264円～1,825円						
DCF法	1,425円～1,945円						

	<p>本公開買付価格である1株当たり金1,650円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成26年1月27日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の普通取引終値の1,187円に対して39.0%（小数点以下第二位四捨五入。以下、本項の%の数値において同じ。）、過去1ヶ月間（平成25年12月30日から平成26年1月27日まで）の普通取引終値の単純平均値1,242円に対して32.9%、過去3ヶ月間（平成25年10月28日から平成26年1月27日まで）の普通取引終値の単純平均値1,169円に対して41.1%、過去6ヶ月間（平成25年7月29日から平成26年1月27日まで）の普通取引終値の単純平均値1,133円に対して45.6%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。なお、本公開買付価格は、本書提出日の前営業日である平成26年7月9日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の普通取引終値の1,653円に対して0.2%ディスカウントした金額となっております。</p> <p>なお、当社は、平成25年11月下旬に、当社子会社から対象者普通株式94,000株を契約締結日である同月19日の前営業日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の普通取引終値である1株当たり金1,138円にて取得しておりますが、本公開買付けにおいては、上記の検討及び対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、上記のとおりプレミアムを加えた金額となる公開買付価格としております。</p>
<p>算定の経緯</p>	<p>（本公開買付価格の決定に至る経緯）</p> <p>当社グループと対象者は、これまでも、長年にわたる人材交流や機能集約（例えば、物流機能、品質機能など）において連携を強化して参りました。しかし、現在、当社グループと対象者を取り巻く環境は急激な速度で変化をしているのが現状です。グローバル規模ではエレクトロニクス市場そのものは継続的な成長が見込まれますが、昨今のデジタル家電分野・情報分野での急速なコモディティ化の進行による参入障壁の低下により、対象者の主要顧客である日系家電メーカーのシェア低下と業績不振が顕著になってきております。また、円高の定着化により日系メーカーの国内生産拠点の縮小と海外生産シフト及び製造専門業者（EMS・ODM）への生産委託による製造の空洞化も加速しております。同時に、自動車分野、社会インフラ産業分野においても、内燃機関による駆動システムの電動化や、化石燃料に代わる新エネルギーの実用化など、環境・省エネに関するトータルなソリューション提供が求められ始めております。</p> <p>また、当社グループの競合企業であるメガディスティは、M&Aによる積極的な投資を継続し事業拡大を行っており、国内エレクトロニクス商社は、競争の激化により生き残りを目指す再編が活発になり出しております。従って、現時点での対象者の業績は堅調ながら、事業環境の変化に対応すべく、意思決定の迅速化を図る必要があります。</p> <p>こうした当社グループのエレクトロニクス事業を取り巻く環境変化の中で、当社からの提案に基づき、当社と対象者は、平成25年10月頃から両社の企業価値を向上することを目的とした長期成長戦略と諸施策について協議・検討を重ねて参りました。その結果、対象者を当社グループのエレクトロニクス事業の中核会社と位置づけ、当社グループの『GLOBAL 2020 VISION』の取り組みを更に推し進める推進役とさせるため、当社が対象者を完全子会社化し、より安定した資本関係を構築することを通じて、対象者が当社グループとの連携を更に強化し、中核会社としてエレクトロニクス事業内で成長領域への経営リソース配分を加速させることが、対象者の企業価値のみならず当社グループ全体の企業価値を拡大するために非常に有益であるとの結論に、当社及び対象者は至り、当社は平成26年1月28日に、本公開買付けを実施することを決定し、以下の経緯により、本公開買付価格について決定いたしました。</p> <p>算定の際に意見を聴取した第三者の名称</p> <p>当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである野村證券に対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。野村證券は、対象者普通株式について、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法による算定を行い、当社は平成26年1月28日に野村證券から公開買付者算定書を取得いたしました。なお、当社は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。</p>

当該意見の概要

野村證券による対象者の1株当たり株式価値の算定結果の概要は以下のとおりです。

市場株価平均法	1,133円～1,242円
類似会社比較法	1,264円～1,825円
D C F 法	1,425円～1,945円

当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯

当社は、野村證券から取得した公開買付者算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者普通株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成26年1月28日開催の取締役会の決議によって、本公開買付価格を1株当たり金1,650円と決定いたしました。

(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)

当社及び対象者は、対象者が当社の連結子会社であること並びに当社と対象者との間の人事及び業務上の継続的な関係に鑑み、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下のような措置を実施しております。

(A) 当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである野村證券に対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。野村證券は、対象者普通株式について、市場株価平均法、類似会社比較法及びD C F 法による算定を行い、当社は平成26年1月28日に野村證券から公開買付者算定書を取得いたしました。なお、当社は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

当社は、野村證券から取得した公開買付者算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者普通株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成26年1月28日開催の取締役会の決議によって、本公開買付価格を1株当たり金1,650円と決定いたしました。

(B) 対象者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対象者の株式価値の分析を依頼したとのことです(なお、第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。)

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、市場株価分析、類似会社比較分析及びD C F 分析の各手法を用いて対象者の株式価値の分析を行い、対象者は三菱UFJモルガン・スタンレー証券から平成26年1月27日付で株式価値算定書を取得したとのことです(なお、対象者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。)

上記各手法において分析された対象者普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価分析	1,135円から1,228円
類似会社比較分析	1,143円から1,749円
D C F 分析	1,382円から1,875円

まず、市場株価分析では、平成26年1月24日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の過去1ヶ月間の普通取引終値の単純平均値1,228円（小数点以下四捨五入。以下、普通取引終値の単純平均値の計算において同じ。）、過去3ヶ月間の普通取引終値の単純平均値1,167円及び過去6ヶ月間の普通取引終値の単純平均値1,135円を基に、対象者普通株式1株当たりの価値の範囲を1,135円から1,228円までと分析しているとのことです。

次に、類似会社比較分析では、国内にて上場している主要なエレクトロニクス商社のうち、対象者との類似性を考慮して、株式会社トーメンデバイス、伯東株式会社、丸文株式会社、株式会社マクニカ、加賀電子株式会社を類似会社として選定し、企業価値/E B I T D A倍率及びP E Rを用いて、対象者普通株式1株当たりの価値の範囲を1,143円から1,749円までと分析しているとのことです。

D C F 分析においては、対象者が作成した平成27年3月期から平成29年3月期までの事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り戻して企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式1株当たりの価値の範囲を1,382円から1,875円までと分析しているとのことです。割引率は4.00%～5.50%を採用しており、継続価値の算定にあたってはマルチプル法を採用し、企業価値/E B I T D A倍率を6.0倍～7.0倍として分析しているとのことです（なお、対象者の定常的な収益水準を適切に反映させるため、事業計画年度より後の2年間について、対象者から提示を受けた市場予測に基づく売上成長率4%程度、営業利益率及び減価償却費等の維持を想定した財務予測の延長を行った上で、継続価値を算出しているとのことです。）。

D C F 分析の算定の前提とした対象者の事業計画の対象期間にかかる財務予測は以下のとおりとのことです。なお、前提とした事業計画においては、大幅な増減益は見込んでいないとのことです。また、本取引後の各種施策の効果等につきましては、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることは困難であるため、当該財務予測には加味していないとのことです。

（単位：百万円）

	平成27年 3月期	平成28年 3月期	平成29年 3月期
売上高	195,000	213,000	230,000
営業利益	4,301	5,407	5,915
E B I T D A	4,847	5,601	6,056
フリー・キャッ シュ・フロー	1,913	336	536

(C) 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に係る審議の慎重を期し、対象者取締役会における意思決定の公正性及び適正性を担保するため、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、本公開買付けに関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けているとのことです。

(D) 対象者における独立した第三者委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に係る意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確立することを目的として、当社及び対象者から独立性を有する、高橋明人氏（弁護士、高橋・片山法律事務所）、長谷川臣介氏（公認会計士、長谷川公認会計士事務所）及び半田高史氏（公認会計士、ホワイトペア国際監査法人）の3名から構成される第三者委員会を設置し、対象者が本取引について検討するにあたって、第三者委員会に対し、(a)本取引は対象者の企業価値向上に資するか、(b)本取引の取引条件（本公開買付けにおける公開買付価格を含む。）の公正性が確保されているか、(c)本取引において公正な手続を通じた株主の利益への十分な配慮がなされているか、(d)本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものでないかについて諮問したとのことです。

第三者委員会は、平成25年11月29日から平成26年1月27日までの間、合計で5回開催され、上記諮問事項について検討を行ったとのことです。第三者委員会は、上記諮問事項の検討にあたり、対象者から、対象者より提出された各資料に基づき、当社の提案内容、本取引の目的及びこれにより向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容等についての説明を受けるとともに、当社からも同様の説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行ったとのことです。また、第三者委員会は、対象者から、対象者の事業計画について説明を受け、質疑応答を行った上で、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から、同社が対象者に対して提出した対象者の株式価値算定書に基づき、対象者の株式価値の分析に関する説明を受け、質疑応答を行ったとのことです。第三者委員会は、これらの検討を前提として、平成26年1月27日に、対象者取締役会に対して、()本取引の目的は対象者の企業価値向上を目指したものであることができ、加えて、対象者においては、当社から提案・説明を受けた対象者の今後の成長計画等についての具体的な検討・評価を踏まえ、本取引の必要性及びメリットの検討を行っていること、また対象者及び当社から説明を受けた対象者の事業計画及び成長計画並びに対象者完全子会社化後の運営体制等については、いずれも不合理なものとは認められないこと、()対象者は、本取引の取引条件の公正性を確保すべく、上記「(B) 対象者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から株式価値算定書を取得しており、当該株式価値算定書の結論に至る計算過程について、特段不合理な点あるいは著しい問題などは認められないと考えられること、また当該株式価値算定書を基礎として対象者においても本件完全子会社化の必要性及びメリット等を考慮した上で公開買付価格の検討を行ってきたこと、本公開買付価格についても相応のプレミアムが付された価格と言える他特段不合理な点あるいは著しい問題などは認められないと考えられることから、これら対象者における対応は、対象者の判断・意思決定について、その過程から恣意性を排除するための方法として合理性・相当性があると考えられること、対象者の完全子会社化の取引条件についても、時間的に近接した本公開買付けと同一の取引条件にすることは合理性が認められること、()対象者は、上記「(B) 対象者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」及び「(C) 対象者における独立した法律事務所からの助言」並びに下記「(E) 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」に記載の体制・状況のもと、当社との間で前記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」に記載の協議・交渉を経て本取引の取引条件について合意するに至っており、本取引の対応及び検討に向けた過程の中で、対象者株主の適切な判断機会の確保、意思決定過程における恣意性の排除、また本公開買付けの取引条件、とりわけ本公開買付価格の公正性の担保、また対象者の完全子会社化の取引条件の公正性の担保に向けた客観的状況の確保等の諸点について、具体的な対応が行われているものと考えられることから、(a)本取引は対象者の企業価値向上に資すること、(b)本取引の取引条件（本公開買付けにおける公開買付価格を含む。）の公正性は確保されていること、(c)本取引において公正な手続を通じた株主の利益への十分な配慮がなされていること、並びに(d)本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではないことを内容とする答申書を提出したとのことです。

また、第三者委員会は、平成26年1月27日付で対象者の取締役会に対して表明した上記意見に変更がないか否かを検討した結果、平成26年1月27日以後、平成26年7月8日までの間に、対象者の業況や本取引を取り巻く環境などに重大な変更がみられないことなどを確認し、平成26年7月8日に、対象者の取締役会に対して、上記意見に変更がない旨の答申書を提出したとのことです。

(E) 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券より取得した株式価値算定書、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から得た法的助言、第三者委員会の答申その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格及び諸条件により対象者普通株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成26年1月28日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した取締役（取締役7名中、出席取締役4名）の全員一致により、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行ったとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、今般、対象者は、当社から、本公開買付けを開始したい旨の連絡を受け、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討した結果、平成26年7月9日現在においても、本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格及び諸条件により対象者普通株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成26年7月9日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。

なお、対象者の取締役（平成26年6月27日まで対象者の取締役であった高梨建司氏及び同日付けで対象者の取締役に就任した岡本康氏を含みます。）のうち、当社の元代表取締役である高梨建司氏、当社の従業員を兼務している宮崎和政氏、及び当社の常務取締役を兼務している柳瀬英喜氏、及び当社の執行役員を兼務している岡本康氏は、利益相反回避の観点から、対象者の取締役会における本公開買付けに関する審議及び決議には参加しておらず、対象者の立場において当社との協議・交渉には参加していないとのことです。

また、上記取締役会に出席した監査役（監査役4名中、出席監査役2名）はいずれも、対象者の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べたとのことです。なお、対象者の監査役のうち、当社の代表取締役会長を兼務している清水順三氏及び当社の執行役員を兼務している岩本秀之氏は、利益相反回避の観点から、上記取締役会における本公開買付けに関する審議には参加しておらず、上記取締役会の決議に対して意見を述べることを差し控えたとのことです。

(F) 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、対象者の株主の皆様にも本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、当社以外にも買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付け価格の適正性も担保することを企図しております。更に、当社と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定と合わせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保にも配慮しております。

(注) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析及びその基礎となる対象者普通株式の株式価値の分析は、対象者の取締役会の参考に資するためのみに同取締役会に宛てたものです。当該分析は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券又はその関係会社による財務上の意見又は推奨を構成するものではなく、本公開買付けに関する一切の当社又は対象者の株主の行動につき、当該株主に対して、意見を述べたり、また、推奨を行うものでもありません。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、その分析にあたり、既に公開されている情報又は対象者によって提供等され入手した情報が正確かつ完全なものであることを前提としてこれに依拠しており、当該情報の正確性及び完全性につき独自の検証を行っておりません。また三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本公開買付けにより期待される戦略上、財務上及び事業運営上のメリットに関する情報を含む財務予測につき、対象者の

将来の財務状況に関する現時点で入手可能な最善の予測及び判断を反映するものとして、対象者の経営陣によって合理的に用意・作成されたものであることを前提としております。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は対象者の資産及び負債について、独自の評価・査定は行っておらず、また評価・査定の提供を一切受けていません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析は、その株式価値算定書の日付現在における金融、経済、為替、市場その他の状況及び、同日現在において三菱UFJモルガン・スタンレー証券が入手している情報に基づくものです。同日以降に生じる事象が、三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析及び同書の作成に用いられた前提に影響を及ぼす可能性はありますが、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、同書及び分析を更新し、改訂し、又は再確認する義務を負うものではありません。株式価値算定書の作成及びその基となる分析は複雑な過程を経ており、必ずしも部分的な分析や要約した記載に適したものではありません。本書で記載されている特定の分析に基づく評価レンジを、対象者の実際の価値に関する三菱UFJモルガン・スタンレー証券による評価であると捉えることはできません。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本件に関し、対象者のファイナンシャル・アドバイザーとして役務を提供し、当該役務の対価として手数料を受領する予定です。なお、手数料の相当な部分の受領は、本公開買付けの完了を条件としています。

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
9,677,708 (株)	(株)	(株)

- (注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 買付予定数は、本公開買付けにより当社が取得する対象者の株券等の最大数を記載しております。当該最大数は、本有価証券報告書に記載された平成26年3月31日現在の発行済みの対象者普通株式総数16,174,000株から、本有価証券報告書に記載された同日現在対象者が所有する自己株式292株及び本書提出日現在当社が所有する対象者普通株式6,496,000株を控除した株式数9,677,708株になります。
- (注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	96,777
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年7月10日現在)(個)(d)	64,960
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年7月10日現在)(個)(g)	0
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成26年3月31日現在)(個)(j)	161,706
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	59.84
買付け等を行った後における株券等所有割合 $((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) \times 100)$ (%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数(9,677,708株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年7月10日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。)を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成26年3月31日現在)(個)(j)」は、本有価証券報告書に記載された平成26年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、本有価証券報告書に記載された平成26年3月31日現在の対象者の総株主等の議決権の数(161,706個)に、本有価証券報告書に記載された同日現在の対象者の単元未満株式3,200株から、本有価証券報告書に記載された同日現在の対象者が所有する単元未満自己株式92株を控除した3,108株に係る議決権の数である31個を加えて、「対象者の総株主等の議決権の数(平成26年3月31日現在)(個)(j)」を161,737個として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

(1)【株券等の種類】

普通株式

(2)【根拠法令】

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

当社は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる対象者普通株式の取得（以下「本株式取得」といいます。）に関する計画をあらかじめ届け出なければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により事前届出が受理された日から原則として30日（短縮される場合もあります。）を経過するまでは、本株式取得をすることができません（以下、株式の取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます（同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。）。上記の事前届出が行われた場合で公正取引委員会が排除措置命令を発令するときは、公正取引委員会は、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法第49条第5項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）、株式取得に関する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）内に行うこととされています（同法第10条第9項）。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知（以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。）をするものとされており（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号）第9条）。

当社は、本株式取得に関して、平成26年1月24日付で公正取引委員会に対し事前届出を行い、同日付で受理されております。そして、平成26年2月10日付で排除措置命令を行わない旨の通知を公正取引委員会より受領したため、措置期間は平成26年2月10日をもって終了いたしました。

中国独占禁止法

当社は、中国の独占禁止法に基づき、中華人民共和国商務部（以下「中国商務部」といいます。）に対し、本株式取得の前に、本株式取得に関する事前届出を行う必要があります。中国商務部は、当該届出が受理された日から30日の審査期間内に、本株式取得を承認するか、より詳細な審査（以下「詳細審査」といいます。）を行うかの決定を行います。中国商務部が詳細審査を行う旨を決定した場合は、その日から90日以内の審査期間（ただし、当該審査期間は最長60日延長される場合があります。）内に中国商務部が本株式取得を承認したとき、当社は本株式取得を実行することができます。

なお、本株式取得についての事前届出は、平成26年2月28日（現地時間）付で中国商務部に提出され、平成26年5月14日（現地時間）付で受理されております。その後、中国商務部は、平成26年6月13日（現地時間）付で詳細審査を行う旨を決定し、詳細審査の結果、平成26年6月26日（現地時間）付で、中国商務部から本株式取得を承認する文書が発出されました。

(3)【許可等の日付及び番号】

国又は地域名	許可等をした機関の名称	許可等の日付（現地時間）	許可等の番号
日本	公正取引委員会	平成26年2月10日 （排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる）	公企経第64号
中国	中華人民共和国商務部	平成26年6月26日	商反壟審査函 [2014]第83号

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、公開買付期間末日の15時30分までに応募してください。応募の際には、ご印鑑、本人確認書類が必要になる場合があります。(注1)

野村ホームトレードを経由した応募の受付は行われません。

なお、野村ネット&コールにおける応募の受付は、野村ネット&コールのウェブサイト

(<https://nc.nomura.co.jp/>)にて公開買付期間末日の15時30分までに応募していただくか、又は所定の「公開買付応募申込書」を野村ネット&コール カスタマーサポートまでご請求いただき、所要事項を記載の上、野村ネット&コール宛に送付してください。「公開買付応募申込書」は公開買付期間末日の15時30分までに野村ネット&コールに到着することを条件とします。

株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に設定した応募株主等名義の口座(以下「応募株主等口座」といいます。)に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に設定された口座に記録されている場合(対象者の特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている場合を含みます。)は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等(法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。なお、野村ネット&コールにおいては、外国人株主等からの応募の受付は行いません。

居住者である個人株主の場合、公開買付けにより売却された株券等にかかる売却代金と取得費との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。(注2)

応募株券等の全部の買付けが行われないこととなった場合、買付けの行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

(注1) ご印鑑、本人確認書類について

公開買付代理人である野村證券株式会社に新規に口座を開設する場合、ご印鑑のほか、本人確認書類が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

主な本人確認書類

個人

<発行から6ヶ月以内の原本>

住民票の写し 住民票の記載事項証明書 印鑑登録証明書

<有効期限内の原本>

健康保険証(各種) 運転免許証 住民基本台帳カード(氏名・住所・生年月日の記載があるもの)

福祉手帳(各種) 旅券(パスポート) 国民年金手帳(平成8年12月31日以前に交付されたもの)

在留カード 特別永住者証明書

本人確認書類は、有効期限内のものである必要があります。

本人確認書類は、以下の2点を確認できるものである必要があります。

本人確認書類そのものの有効期限 申込書に記載された住所・氏名・生年月日

郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本かコピーをご用意ください。コピーの場合は、あらためて原本の提示をお願いする場合があります。野村證券株式会社より本人確認書類の記載住所に「取引に係る文書」を郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。

- 法人 登記簿謄本 官公庁から発行された書類 等
本人特定事項 名称 本店又は主たる事務所の所在地
法人自体の本人確認に加え、代表者もしくは代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認が必要となります。
- 外国人株主 外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

野村ネット&コールにおいて応募する場合で、新規に口座を開設する場合には、野村ネット&コールのウェブサイト（<https://nc.nomura.co.jp/>）、又は野村ネット&コール カスタマーサポートまで口座開設キットをご請求いただき、お手続きください。口座開設には一定の期間を要しますので、必要な期間等をご確認いただき、早めにお手続きください。

- （注2） 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主の場合）
個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（2）【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。なお、野村ネット&コールにおいて応募された契約の解除は、野村ネット&コールのウェブサイト（<https://nc.nomura.co.jp/>）上の操作又は解除書面の送付により行ってください。野村ネット&コールのウェブサイト上の操作による場合は当該ウェブサイトに記載される方法に従い、公開買付期間末日の15時30分までに解除手続を行ってください。解除書面の送付による場合は、予め解除書面を野村ネット&コール カスタマーサポートに請求したうえで、野村ネット&コール宛に送付してください。野村ネット&コールにおいても、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到着することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号
（その他の野村証券株式会社全国各支店）

（3）【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「（2）契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「（4）株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

（4）【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	15,968,218,200
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	100,000,000
その他(c)	6,000,000
合計(a) + (b) + (c)	16,074,218,200

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(9,677,708株)に1株当たりの買付価格(1,650円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
当座預金	83,812,767
計(a)	83,812,767

【届出日以前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計			

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計(b)				

□【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)			

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
計(d)	

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

83,812,767千円 ((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(2) 【決済の開始日】

平成26年8月28日(木曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://nc.nomura.co.jp/>)にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

(4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間の末日の翌々営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します(株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください。)

1 1 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

買付予定数の上限及び下限を設定しておりません。従って、公開買付者は、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしリ及びウないしソ、第3号イないしチ及びヌ並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、当社が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合及び、対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

【会社の目的及び事業の内容】

【資本金の額及び発行済株式の総数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
計			

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成 年 月 日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
計					

(2)【経理の状況】

【貸借対照表】

【損益計算書】

【株主資本等変動計算書】

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第93期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日） 平成26年6月20日関東財務局長に提出

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第94期第1四半期（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日） 平成26年8月14日関東財務局長に提出予定

ハ【訂正報告書】

該当事項はありません。

【上記書類を縦覧に供している場所】

豊田通商株式会社

（名古屋市中村区名駅四丁目9番8号（センチュリー豊田ビル））

豊田通商株式会社東京本社

（東京都港区港南二丁目3番13号）

豊田通商株式会社大阪支店

（大阪市中央区南船場四丁目3番11号（大阪豊田ビル））

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

株式会社名古屋証券取引所

（名古屋市中区栄三丁目8番20号）

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成26年7月10日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	65,163 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	65,163		
所有株券等の合計数	65,163		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 特別関係者である対象者は、対象者普通株式400株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数203個を含めております。なお、かかる議決権の数は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年7月10日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成26年7月10日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	64,960 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	64,960		
所有株券等の合計数	64,960		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(平成26年7月10日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	203 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	203		
所有株券等の合計数	203		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 特別関係者である対象者は、対象者普通株式400株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数203個を含めております。なお、かかる議決権の数は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（平成26年7月10日現在）（個）(g)」に含めておりません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

(平成26年7月10日現在)

氏名又は名称	株式会社トーメンエレクトロニクス
住所又は所在地	東京都港区港南一丁目8番27号(注)
職業又は事業の内容	電子機器、電子部品等の販売/半導体を中心とした電子部品、電子機器などの輸出入及び売買
連絡先	連絡者 株式会社トーメンエレクトロニクス 経営企画部 連絡場所 東京都港区港南一丁目8番27号(注) 電話番号 03-5462-9722
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(平成26年7月10日現在)

氏名又は名称	磯野 央幸
住所又は所在地	東京都港区港南一丁目8番27号(対象者所在地)(注)
職業又は事業の内容	株式会社トーメンエレクトロニクス 代表取締役社長
連絡先	連絡者 株式会社トーメンエレクトロニクス 経営企画部 連絡場所 東京都港区港南一丁目8番27号(注) 電話番号 03-5462-9722
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年7月10日現在)

氏名又は名称	石橋 隆
住所又は所在地	東京都港区港南一丁目8番27号(対象者所在地)(注)
職業又は事業の内容	株式会社トーメンエレクトロニクス 専務取締役
連絡先	連絡者 株式会社トーメンエレクトロニクス 経営企画部 連絡場所 東京都港区港南一丁目8番27号(注) 電話番号 03-5462-9722
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年7月10日現在)

氏名又は名称	清野 勝
住所又は所在地	東京都港区港南一丁目8番27号(対象者所在地)(注)
職業又は事業の内容	株式会社トーメンエレクトロニクス 常務取締役
連絡先	連絡者 株式会社トーメンエレクトロニクス 経営企画部 連絡場所 東京都港区港南一丁目8番27号(注) 電話番号 03-5462-9722
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年7月10日現在)

氏名又は名称	金澤 祐次
住所又は所在地	東京都港区港南一丁目8番27号(対象者所在地)(注)
職業又は事業の内容	株式会社トーメンエレクトロニクス 常務取締役
連絡先	連絡者 株式会社トーメンエレクトロニクス 経営企画部 連絡場所 東京都港区港南一丁目8番27号(注) 電話番号 03-5462-9722
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年7月10日現在)

氏名又は名称	柳瀬 英喜
住所又は所在地	名古屋市市中村区名駅四丁目9番8号(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	豊田通商株式会社 常務取締役 株式会社トーメンエレクトロニクス 取締役
連絡先	連絡者 豊田通商株式会社 渉外広報部 連絡場所 名古屋市市中村区名駅四丁目9番8号 電話番号 052-584-5011
公開買付者との関係	公開買付者の役員 公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年7月10日現在)

氏名又は名称	遠藤 竜介
住所又は所在地	名古屋市中村区名駅四丁目9番8号(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	豊通オフィスサービス株式会社 取締役
連絡先	連絡者 豊田通商株式会社 渉外広報部 連絡場所 名古屋市中村区名駅四丁目9番8号 電話番号 052-584-5011
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年7月10日現在)

氏名又は名称	鈴木 敏郎
住所又は所在地	名古屋市中村区名駅四丁目9番8号(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	豊通ケミプラス株式会社 常務執行役員
連絡先	連絡者 豊田通商株式会社 渉外広報部 連絡場所 名古屋市中村区名駅四丁目9番8号 電話番号 052-584-5011
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年7月10日現在)

氏名又は名称	小松原 充
住所又は所在地	名古屋市中村区名駅四丁目9番8号(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	豊通りサイクル株式会社 代表取締役
連絡先	連絡者 豊田通商株式会社 渉外広報部 連絡場所 名古屋市中村区名駅四丁目9番8号 電話番号 052-584-5011
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(注) 対象者によれば、対象者は、平成26年8月18日付で本店移転を予定しており、当該本店移転後、特別関係者である対象者、磯野央幸、石橋隆、清野勝及び金澤祐次の各所在地及び連絡場所は、東京都港区港南二丁目3番13号となる予定とのことです。

【所有株券等の数】

株式会社トーメンエレクトロニクス

(平成26年7月10日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	0(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	0		
所有株券等の合計数	0		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 特別関係者である対象者は、対象者普通株式400株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

磯野 央幸

(平成26年7月10日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	78(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	78		
所有株券等の合計数	78		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者普通株式7,839株に係る議決権の数78個を含めております。

(注2) 磯野央幸は、小規模所有者に該当いたしますので、磯野央幸の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年7月10日現在)(個)(g)」に含めておりません。

石橋 隆

(平成26年7月10日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	65 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	65		
所有株券等の合計数	65		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者普通株式513株に係る議決権の数5個を含めております。

(注2) 石橋隆は、小規模所有者に該当いたしますので、石橋隆の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年7月10日現在)(個)(g)」に含めておりません。

清野 勝

(平成26年7月10日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	26 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	26		
所有株券等の合計数	26		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者普通株式664株に係る議決権の数6個を含めております。

(注2) 清野勝は、小規模所有者に該当いたしますので、清野勝の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年7月10日現在)(個)(g)」に含めておりません。

金澤 祐次

(平成26年7月10日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	19(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	19		
所有株券等の合計数	19		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者普通株式1,907株に係る議決権の数19個を含めております。

(注2) 金澤祐次は、小規模所有者に該当いたしますので、金澤祐次の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年7月10日現在)(個)(g)」に含めておりません。

柳瀬 英喜

(平成26年7月10日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	2(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	2		
所有株券等の合計数	2		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 柳瀬英喜は、小規模所有者に該当いたしますので、柳瀬英喜の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年7月10日現在)(個)(g)」に含めておりません。

遠藤 竜介

(平成26年7月10日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	1		
所有株券等の合計数	1		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 遠藤竜介は、小規模所有者に該当いたしますので、遠藤竜介の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年7月10日現在)(個)(g)」に含めておりません。

鈴木 敏郎

(平成26年7月10日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	2(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	2		
所有株券等の合計数	2		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 鈴木敏郎は、小規模所有者に該当いたしますので、鈴木敏郎の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年7月10日現在)(個)(g)」に含めておりません。

小松原 充

(平成26年7月10日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	10(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	10		
所有株券等の合計数	10		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 小松原充は、小規模所有者に該当いたしますので、小松原充の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年7月10日現在)(個)(g)」に含めておりません。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

なお、会社法に従って株主による单元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との間の取引

最近の3事業年度における当社と対象者との間の重要な取引は以下のとおりです。

(単位：百万円)

取引の概要	平成24年3月期 (当社第91期)	平成25年3月期 (当社第92期)	平成26年3月期 (当社第93期)
公開買付者による対象者の半導体を含む電子部品の購入	389	580	420

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の取引

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成26年1月28日開催の対象者取締役会において、審議及び決議に参加した取締役（取締役7名中、出席取締役4名）の全員一致により、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行ったとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、今般、対象者は、当社から、本公開買付けを開始したい旨の連絡を受け、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討した結果、平成26年7月9日現在においても、本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格及び諸条件により対象者普通株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成26年7月9日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。

なお、これらの対象者の意思決定の過程に係る詳細については、対象者プレスリリース及び前記「第1 公開買付け要項」、「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付け予定の株券等の数」、「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

前記「第1 公開買付け要項」、「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

前記「第1 公開買付け要項」、「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付け予定の株券等の数」、「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」をご参照ください。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益(当期純損失)			

(2)【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

2【株価の状況】

(単位:円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 市場第一部						
	平成26年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
最高株価	1,648	1,660	1,665	1,645	1,648	1,650	1,662
最低株価	1,167	1,641	1,643	1,638	1,641	1,644	1,648

(注) 平成26年7月については、7月9日までのものです。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)									
所有株式数 (単元)									
所有株式数の割合(%)									

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
計			

【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
計				

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第41期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 平成25年6月28日関東財務局長に提出
 事業年度 第42期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 平成26年6月30日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第43期第1四半期(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日) 平成26年8月13日関東財務局長に提出予定

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

訂正報告書(上記 の第41期有価証券報告書の訂正報告書)を平成25年11月12日に関東財務局長に提出

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社トーメンエレクトロニクス
 (東京都港区港南一丁目8番27号)

株式会社東京証券取引所
 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) なお、対象者によれば、対象者は、平成26年8月18日付で本店移転を予定しており、当該本店移転後上記書類を縦覧に供している場所は、東京都港区港南二丁目3番13号となる予定とのことです。

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6【その他】

対象者は、平成26年4月23日に「平成26年3月期決算短信〔日本基準〕（連結）」を公表しております。当該公表によれば、対象者は、同日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けが成立することを前提として、平成27年3月期中間配当を行わないことを決議したとのことです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。